

千葉市建築工事における週休2日制工事試行要領

1 目的

本要領は、建設業における、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を進め、将来の担い手の育成・確保を図るための取組みとして、千葉市都市局建築部の所掌する建築工事現場において週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外と認める期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含むものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。

(6) 現場着手日

現場施工に着手した日（準備期間は含まない）とする。

(7) 現場完成日

現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）とする。ただし、現場施工が完了した日から工期末の期間が20日未満の場合は20日前を現場完成日とする。

3 対象工事

(1) 発注者指定型

建築部の発注する工事のうち発注者が指定した工事

(2) 受注者希望型

建築部の発注する工事のうち発注者指定型以外の建築工事積算基準（千葉市都市局建築部）を適用する工事。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とすることができる。

- ア 工期が2カ月未満の工事
- イ 現場施工が1週間未満の工事
- ウ 災害復旧工事など社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事
- エ 施工時間や施工方法の制約が予想される工事
- オ その他、週休2日が適さない工事

4 実施方法

(1) 発注方式

発注者指定型及び受注者希望型とする。

(2) 条件明示

特記仕様書において明示する。

(3) 対象期間の協議

発注者指定型及び週休2日制を希望する受注者希望型の受注者は、現場着手日前までに監督職員と協議し、対象期間及び現場閉所（現場休息）予定日が確認できる資料を速やかに提出すること。

(4) 受注者希望型における工期変更

週休2日制を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取組むことができる。その場合には現場着手日までに、工期のみの契約変更を行う。

(5) 現場閉所（現場休息）予定日の振替

受注者は、現場閉所（現場休息）予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び現場閉所の振替日を監督職員へ事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(6) 現場閉所（現場休息）の報告

受注者は、定期工事報告書の提出に合わせて現場閉所（現場休息）日及び現場閉所（現場休息）率が確認できる資料を提出すること。ただし、現場完成日を含む月は完成後、速やかに提出するものとする。

(7) 取組状況の確認

発注者は、受注者の取組状況を確認した上で、「5 積算方法等」のとおり、経費補正するものとし、受注者に週休2日の達成結果及び工事成績の加点有無について、書面により通知するものとする。

5 積算方法等

(1) 発注者指定型

当初において、経費補正を行うものとし、対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達していない場合は、請負金額のうち当該補正分を減額するものとする。

(2) 受注者希望型

当初において、経費補正は行わない。対象期間中の取組状況を確認し、4週8休以上に達して

いる場合は、経費補正を行い、速やかに契約変更を行う。

(3) 経費補正

経費補正の方法は別に定める。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 現場着手前

- (ア) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (イ) 「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- (ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

イ 現場着手後

- (ア) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- (ウ) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

ウ その他留意事項

- (ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (オ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理人を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示することができる。

7 工事成績評定

対象期間において4週8休以上の取組みを達成した場合に、「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

8 その他

受注者は、発注者が別途実施するアンケート調査に協力するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降に公告する案件から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。